

## 公 告

子どもの学び舎 向島リーフの学習支援事業の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年1月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

子どもの学び舎 向島リーフの学習支援事業

#### (2) 業務内容

子どもの学び舎 向島リーフの学習支援事業業務仕様書（別紙1）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 2 参加資格

本業務の選考に参加することができる者は、次のアからケまでのいずれにも該当する企業とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。

ウ 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し適正な経理執行体制を有すること。

エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

キ 過去5年間において、本業務と同種又は類似の業務実績を有する者であること。

ク 広島県内に本社、支社、営業所等を有し、市との連絡調整等に迅速な対応が可能な者であること。

ケ 尾道市税（尾道市内業者のみ）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 3 選考スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の配布、公募	令和5年1月16日（月）から
質問書の受付期限	令和5年1月23日（月）午後5時まで
参加表明書及び提案書の提出期限	令和5年1月30日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年2月3日（金）
特定・非特定通知書の発送	令和5年2月8日（水）（予定）

### 4 選考手続等

#### (1) 審査主体及び選考方法

ア 前項のスケジュールに基づき選考を行い、最優秀者1者を特定する。選考は、子どもの学び舎 向島リーフの学習支援事業プロポーザル選定委員会において行う。

イ プレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査を行う。

#### (2) 事務局

尾道市役所 福祉保健部 子育て支援課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

TEL：0848-38-9205（直通）

FAX：0848-38-9206

E-mail：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

#### (3) プロポーザル実施要領等の配布

令和5年1月16日（月）から

尾道市のホームページに掲載して配布

(URL：<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp>)

#### (4) 参加表明書及び提案書等の受付期間並びに提出場所及び方法

ア 受付期間

(ア) 令和5年1月30日（月）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出先

尾道市福祉保健部子育て支援課

ウ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）（受付期間内必着）

## 5 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が、指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、次のいずれかに該当する場合
  - ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合
  - イ 様式及び記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）
  - オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。
- (2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合。参加者の社員その他関係者が傍聴した場合においても同様とする。
- (3) 委員会及び担当課関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

## 6 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 受付期限日以降の資料の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 詳細は、子どもの学び舎 向島リーフの学習支援事業業務委託に関するプロポーザル実施要領（別紙2）による。